

総務常任委員会

平成13年9月21日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎山本 直子 小野 隆雄 松田 正

野呂 民平 萬里川美代子

欠席者 松村 健一

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
同 参 事	吉田 昌敬	同課長補佐	乾 善亮
同課長補佐	清水 修一	企画財政課長	池田 善紀
企画文化課参事	野口 英治	同課長補佐	野崎 一也
税 務 課 長	植嶋 滋継	同課長補佐	勝眞 基好
教委総務課長	清水 建也	同課長補佐	西谷 桂子
生涯学習課長	水田 美文	同課長補佐	加藤 保幸
監 査 書 記	藤原 伸宏		

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 本日松村委員より欠席の報告を受けております。ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町 長 (町長挨拶)

去る8月8日、国家公務員の給与改定について人事院勧告が行われたところです。本年度も昨今の社会情勢を鑑み、依然として厳しい勧告内容になっており、昨年に引き続き棒級表の引き上げ改定が行われず、暫定的な年額一時金の支給はあるものの期末手当については3年連続の支給率の引き下げを行うなど、平均年間給与は3年連続で減少する勧告内容となっております。本年もこのような勧告がなされた中、当町の職員の給与改定につきましては、職員労働組合にも理解を得る中で人事院勧告に準じて実施していきたいと考えております。

また特別職の報酬額の改定につきましては、見直しの一つの要因となっている人事院勧告の引き上げ率が平成10年度から3年間で1.04%と極めて低い引き上げ率であり、社会情勢等を勘案する中で昨年度まで特別職報酬審議会の諮問を見送ってきたところであります。また本年度の人事院勧告においても先ほど申し上げましたように棒給の改定を行わず、ボーナスも引き下げるという状況であり、現下の地方公務員の厳しい状況等を考える中で今年度においても報酬改定に向けての審議会への諮問は見送りたいと考えており、皆様のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、松田委員、野呂委員のお二人を指名いたします。

ここで暫時休憩をし、斑鳩中学校～斑鳩町消防団第2分団詰所の現地調査を致したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長	暫時休憩します。（午前9時03分）
委員長	再開いたします。（午前9時57分） 本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。 まず、初めに本会議からの付託議案であります、 （1）議案第25号、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号） についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。
企画財政 課長	（議案書朗読、補正予算書により説明）
委員長	説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。
野呂委員	監視カメラとか通報装置を保育園と小学校とかに設置しましたが、 保育園と小学校の設置の内容に違いがあるのか。モニターなんかで新聞報道されているのは常時見られる体制にないということですね。そういう危険性についてはどうカバーするのか。そういうことも含めてどの程度この監視カメラとかいうものが有効なのか、また欠陥はどの辺にあると見ているのか説明願えますか。
企画財政 課長	全段の部分でございます。保育園と学童保育室については監視カメラを設けなくて夜間保育室と学童保育室に警察への非常通報装置を設置いたします。それと各保育室に両園で15室ありますが、小学校と同様に警報装置を設置するという事です。
教委・総 務課長	カメラの設置につきましての有効性と欠陥についてどう考えているかということですが、今考えているのはカメラとともにセンサーを設置させていただこうと考えております。カメラの向いている方向の延長線上にある門にセンサーを設置いたしまして、カメラは常時そこを写しておりますけれども、たとえば3台ございましたら画面が切り替

わっていくわけですが、センサーが察知した付近のカメラがとどまってその画面を写すという形になりますので、その時に同時にブザーが鳴って今センサーが反応したということがモニターで分かる仕組みになっております。常時モニターを見る必要がないということもありますし、モニターに設置しておりますブザーが鳴るときに見ていただければそのカメラに誰かが写っているという状況になります。ただご指摘がありましたように常にその部屋に誰かがいる必要があるのではないかとございます。今考えておりますのは各学校の状況によりまして、事務室あるいは職員室にモニターを置くということを考えておるわけですが、今回新たに設置するモニターは一つと考えておりますが、そのカメラが設置してあるテレビにも接続が可能ですので必要に応じて何か所かに、配線をする工事は別途必要ですが、同時に見ることもできるということになります。ただ欠陥が全くないということではございませんで、たとえばセンサーが察知した場所からその方が走り抜けた場合、見れるのかといこうことは考えられることは考えられますが、通常はセンサーが察してから写る画面は0. 何秒の世界ですので見れるというふうに考えております。

野呂委員　ただ今回の事件の時には阻止ができなかったということですね。たとえそういう装置があったとしてもなかなか難しかったのではないかと思います。なぜかと言え現場にいる教師が犯人に対してどう対処するかという問題ですね。実際はこどもを自分の身を張って守るという行動に出るのではなく、もう一つは犯人が来たということで知らせに行くとか他の助けを呼びに行くということで実質は放置されたという状況ですね。それで被害を拡大したのではないかと報道がされてますね。そうすると装置を付けただけでそういうものが阻止できるかということになると、阻止する人がおらんことには被害を最小限に防ぐということができないということになりますね。それで、教師が凶暴な犯人に立ち向かう術を拾得するなり心構えがないと無防備だと思う。そういった点について今の教育委員会は対処できるかというよう

に考えているのか。やっぱり当町としてもそういう面に対してもきちっとした教師の意思統一がいるし、教育委員会としての考え方も確立しておく必要がある。その辺についてはどうですか。

教委・総務課長

ご指摘の通りこの装置だけであつた池田小学校の事件のような犯人が入ってきた場合対処できるのかということは当然あります。先生方の心構え意思統一につきましては、教育委員会の方で先生方に対して毎年教育講演会を持っておりませんが、その中で次回は西和警察の方からそういった指導護身術といいますか、そういったときの対応の仕方等を学ぼうという形で来ていただく計画をしております。またカメラ等各校に防犯装置を設置するという形でおるわけですが、それだけでも対応しきれるものではないと考えておりまして、最後は先生方がどう対応するか子どもたちをどう守っていくかということにかかっているかと認識しております。

私どもが考えておりますのは一番最初何が大事かと言えば、不審者の早期発見、それはもちろんでございますが、そういうところを実際にはどうやっていったらよいかという一番大事なのは先生方や教職員がそういった不審者を早期発見し、声かけを行いご用件をお伺いする中で防げるのではないかと考えています。最終池田小学校の犯人のような場合でしたらセンサーとかを取り付けても違うところから入ってきたという話ですので、最終は教室に入り込んだ場合の先生の対応の仕方につきましても警報ブザーで知らせるとともに周辺の先生方にこういった対応をするかは個別に違ってきますけれども、その一助として先ほど申し上げました教育後援会の中で西和署の方から来ていただくことを考えています。

野呂委員

国や県からそういう対応についての指導なりマニュアルなりそういうものは来ているのですか。

教委・総

平成12年1月に当時の文部省から幼児児童生徒の安全確保及び学

務課長

校の安全管理についての点検項目の改訂についてという形で、これはその前年の12月に京都の伏見区の日野小学校で起こった事件を受けて、当時の文部省でそういう点検項目を各市町村へ通知がありました。今回それを改訂するという形で新たに8月31日付をもって通知が来ております。その中でそういったいろんな形を予想する中で点検項目を挙げていただきまして、その中で市町村で取り入れるべき内容につきまして示されております。

今回平成12年の1月の通知を改訂するという形で来ておりました。平成12年の場合は放課後で起こった事件であるためにそういった項目が多かったわけでありましたが、今回は授業が終わった直後ということですので、そのことを重点的に改訂されているところであります。

万里川委員

私も一般質問で岐阜県の岐南町を通してこういう斑鳩町の形態と合わせて3歳児未満をのぞく中で小中学生の児童生徒に2500人の方々に防犯ブザーを9月から持たせるようにされているともう述べたところなのですが、私自身は斑鳩町は安全な地域であるかなと思うことで今回はこのことにふれないでおこうと思ったのですが、そして点検項目を改めてということなのでその項目を挙げていただけますか。

それと保護者の中で今回のような装置を付けてモニターで見るといった形の説明の中で保護者はこれでOKをされているのか。他でそういう防犯のベルを子どもたちに持たせるという形の要望はあったのですか。

教委・総務課長

まず1点目の8月31日に示された点検項目につきましては、資料をコピーしてお配りするという事でよろしいですか。

(委員了承)

あと防犯ブザーの配布のことなのですが、このことにつきましては6月の委員会でもご報告申し上げておりますが、現在西和署の方から4月に各学校に15個ずつ防犯ブザーを配布いただきまして、今後毎

年同数くらいの配布を計画していただいていると聞いております。今年いただいた分につきましては希望がある中で児童に貸与という形で各学校で対応していただいております。

あとカメラの設置等につきまして保護者の了解を得ているかということですが、過日新聞報道等でご存じの方が多いという中で、聞くところによると各学校のPTA委員さんからは喜んでいただいているというふうに聞かせていただいております。

萬里川委員 貸与という形で毎年西和署からいただけるということですね。それで生徒用に15個という要望の中でそれは全部利用されているのですか。

教委・総務課長 学校によって様々ございまして、当然中学校につきましては放課後のクラブ活動等で遅くなった生徒の希望の中で貸与いただいております。小学校につきましては遠方に帰る子、途中から一人になられる子に対して希望があれば貸与しているという状況です。全てが毎日貸与しているという状況ではないような話を聞いております。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第25号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)承認第6号、町長専決処分について承認を求めることについて(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

総務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって承認第6号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります、藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習課長 史跡藤ノ木古墳の整備につきましては前回の委員会におきまして、史跡藤ノ木古墳の整備検討委員会を10月頃の予定で開催すると申し上げておりましたが、各委員さんの日程調整を進める中なかなか調整がうまくいかず、現在11月中旬、現在12日ということで調整を行っているところでございます。そして現在進めております石室保存の工学的調査、また 調査等の結果等も検討する中、今後の石室の保存方法に行かすとともに石室保存の工学の を県へ報告を行い、以前策定されました整備計画基本計画に盛り込んだ形での計画の見直しを含めまして検討していただきたいと考えております。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

次に、各課の報告事項として(1)斑鳩町消防第2分団詰所の移転についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長

先ほど、消防団第2分団詰所の建設工事現場をご覧いただき、一定のご説明を申し上げましたが、改めまして簡単に工事の進捗概要を申し上げます。

去る6月27日の起工式後、7月に基礎工事と防火水槽設置工事を行い、8月には、鉄骨の上棟工事、コンクリート工事、9月には屋根工事、ALCによる壁面工事を終え、現在内装部分の工事に入っております。またサイレットに付きましても棟上げも終わり屋根を設置したところであります。概ね80%の出来でございます。全体の工事進捗率は約50%となっており、予定より少し早いペースで進捗をいたしております。

次に、この施設の名称や利用方法等の考え方についてでございますが、去る6月18日の総務常任委員会で、消防第2分団詰所建設に関わって、起債を財源とすることから、その名称を「消防コミュニティセンター」としましたことで、施設の利用に関して、既に龍田南5丁目にあります「消防コミュニティセンター」との兼ね合い、また、起債申請に関わって、国・県への申請内容と施設の利用方法との整合性について、また、利用方法が龍田のコミセンと違うのであれば、名称をどうするのか……などなどのご意見を賜ったところでございます。

これらのことを受けまして、町として整理し、また、県とも協議を行うなかで、その考え方につきまして述べさせていただき、一定のご理解を得たいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、この建物には、4つの区分される機能があり、まず1つ目に

は町民の生命・財産を守る消防団第2分団の活動拠点となる①消防団詰所と2つ目には②消防自動車2台分を格納する車庫があります。

さらに、3つ目として③備蓄倉庫兼会議室、4つ目として④トイレを持ち合わせる複合的な施設であります。

特に、6月18日の総務常任委員会で、ご意見を賜りました「備蓄倉庫兼会議室」の使い方についてですが、このスペースにつきましては、大きさは約35㎡と狭く、使い方のひとつとしまして、備蓄倉庫として、災害用備蓄品を壁面に棚を用いて保管する機能があるほか、真中の空間部分は、臨時的な会議室として利用をいたしたく、通常は、主に、地元自衛消防団等の防災関係者の研修場所やお寺行事等にかかる消防団員や警察官等の簡単な打ち合わせのための立寄り所などに活用していただき、また、災害時には地元の防災関係機関の災害対策の活動拠点として、あるいは地域住民の避難所等として使用していきたいと考えております。

また、トイレにつきましては、主に消防団関係者の使用のためのものでありますが、観光客等、一般の人にもご利用いただくことも考えております。

次に、この施設の名称についてですが、今申しましたように、消防第2分団詰所、消防車車庫、備蓄倉庫兼会議室等を併設した4つの機能がある施設であることから、法隆寺地域の消防防災の活動拠点施設として位置付けることとし、建物全体を総称して「斑鳩町法隆寺消防センター」と呼びたいと考えております。

このように、起債という有利な財源を活用するために、その申請の区分が、消防コミュニティセンターとして申請する必要があることからこの名称を用いたわけですが、消防第2分団詰所を含めた地域の複合的な施設の利用方法を考えるなかで、「斑鳩町法隆寺消防センター」という名称を用いることとしたいと考えております。

なお、この名称や利用方法について、県庁の消防防災課とも協議を行っております。

以上、6月18日の総務常任委員会で賜りましたご意見等を今日ま

で検討させていただき、再度、町といたしましての考え方についてご説明をさせていただきましたが、議員皆様方には、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

松田委員 斑鳩町が行政を進める上で、土地の賃貸契約で借りている分がかなりあると思うのですが、この場合借地についてはどのように整理されるのでしょうか。

企画財政課長 現在のところ借地につきましては行政財産にも普通財産にも入れておりません。

松田委員 それは先ほども言いましたように行政財産にもならないし普通財産にもならない、借地はあくまでも借地である。そうするとそれは地方自治法のどこを適用しているのか、それを明らかにしてほしい。それは調べておいてください。

それと消防団の詰所の土地の問題ですけれど、今までの説明では50年の貸借契約を持って対処しているということですから、そのことについてはどうこう言うことではないのですが、契約は50年ということでありますが、賃貸料の見直しの条件については一切説明をされていないのです。今まで行政が土地の借り上げをしているのを見ますと、毎年更新になっているもの、あるいは20年、あるいは3年という扱いですね。あるいは主として固定資産評価額が見直される3年に1回を対象にして契約を更新していくというような関係のものが決算委員会で資料提示されたものとして出ているのですが、こういう面から見て消防の関係についての50年契約の賃貸料の見直しの条件としてどのようになっているのか。またどのような基準にして判断をしていくことになるのか、その辺の関係について今まで説明を受けたこと

がないのですがこの件についてこの際明確にさせていただきたい。

総務課長 この土地につきましては50年の賃貸契約をいたしております。その額の見直しでございますが、契約の中では物価変動等を考慮し10年ごとに適正額に改定をすると謳われております。なお税金部分につきましては固定資産税及び都市計画税につきましても、これは3年ごとに税法の見直しがございますのでそれに合わせて税金部分の加算につきましては3年ごとに見直しをするというように契約に謳っております。

この賃貸料の10年ごとの見直しの根拠でございますが、物価変動等を考慮してということと事務的なことを勘案いたしまして10年ごとの見直しが適当であるという考え方をしております。またこの10年ごとの見直しにつきましても弁護士の方にも申し上げて、それでいいと了解も得ているところであります。

松田委員 全般に借地という関係については法的根拠が明らかにされないと、今言われていることを直ぐに受け入れることにはならないのかなと思う。何れにいたしましても、ああだったこうだったということのないように根拠を明確にし取り扱いをきちっとして検討をしておいてください。

小野委員 弁護士に相談しているということですが、弁護士はどういう根拠で10年でOKだと言っているのか。それと50年で契約ということですが、50年目には撤去しなければならないという判断でよろしいですか。

総務課長 弁護士に相談して10年ということですが、この10年につきましては、こちらが事務的なこと物価変動等を考慮して10年としていいものかどうかという確認をいたしましたところ10年でいいでしょうというご返答でございました。基本的に何年かという期間は決まって

いないようなご返事でした。10年というのはこちらから提示したものでございます。

それともう1点、50年経てば建物を壊さなければならないということですが、契約につきましては原状に復帰して返還するというようになっております。しかしその際には借地借家法の改定で借り主が買い取り請求をしないものとする。借り主が土地の方に建物が残っているのでその建物を買ってくださいという請求はしないものとするを謳っております。また契約上の中でも50年経ちますとさらに引き続いて交渉成立によって延長も可能である旨の規定も設けているところであります。

小野委員 それらについては50年という期間が違う契約をしたらいけないように書いていると思う、借地借家法で。記憶でものを言ったら悪いのですが。それが50年という契約にしてあって、何かその意味がおかしいと思う。弁護士に10年でよろしいですかと聞いたら、弁護士はそれでもいいと言っているだけのことで、法的な裏付けは何もないのです。だから10年ごとの更新ということと50年契約で更地にして帰すというようなその契約というのは法的におかしいと思う。その辺はもう少し研究してもらいたいと思う。

総務部長 通常の借地の関係は1年から3年、5年とかそういうものの借地であったと思います。今回の場合につきましては半永久的な建物を建てるということから50年というそれぐらいの建物が持つだろうという形の中で契約期間を定めたものであります。その関係について弁護士と相談する中で、50年にするという事とか、物価変動等を踏まえて10年ごとに見直すとかについて確認をさせていただいた。これらについては法的に考えても何も問題はないということでしたのでそれに基づきまして契約をさせていただいたという経緯であります。

小野委員 先ほどこの施設については4つの区分があるということで、詰め所、

車庫、備蓄倉庫、トイレということ。その中での説明でいろいろ苦勞されているという感じを受けた。私ははっきり言いましてこの際、こういう35㎡のところを備蓄倉庫とか会議室とか避難場所とか地域の方に使っていただくとかそんなことは言わないで、何もしないでこれは第2分団の詰所だと第2分団だけが使うものだというにでもらわなければトラブルの基になると思う。またトイレについても観光客に開放するんだと、確かに言葉的にはみんなに使ってもらいますよと言うけれど、使いようによっては消防団の詰所というものについては限定されてしかるべきだと思う。観光客も一般住民も自由に入出りできるということはすごく危険だと思う。だから法隆寺消防センターということでコミュニティーは除いていこうということでしたけれど、今までどおり消防団詰所、第2分団だけが使う場所だとされる方がベターではないかなと考えますが、その点についてはどうですか。

総務部長

先ほど課長が申し上げましたように6月の委員会において皆さんからいろいろご意見をいただきました。この関係について一つずつ減施設の関係では起債を受けてでの事業でありますので、そういった起債の目的から見て照らし合わせてどうであるかというような中で検討して県とも調整する中でいろいろ考えたわけです。そういった中で本来は消防団の活動拠点でございますけれど、その中にそれ以外に最低限出きるものは何かないかという話の中で考えさせていただいたものでありまして、そういったトイレにつきましても積極的にどんどん使ってくださいという話ではなく、そこに観光客がおられたら使っていただいても結構である、一般の住民の方も通られるときに使っていただいても結構ですということです。そういった観点から考えさせていただいたということでございます。

小野委員

全てのものに提供できるようにとかいろいろな意見が出た中で、みんなに対応するんだと言うことは確かに公平なことかもしれませんが、やはりものには必ず本来の目的に使わないと行けない施設がある

のです。そしたらその辺の利用方法というものを厳密に書いておくべきだと思う。龍田の消防コミセンでもいろいろと苦情が出ていたと思う。やはり住民同士でのいろんなトラブルの基になります。それらのことを十分考慮していただきたいと思う。

総務部長　　そういったご心配をいただいているわけですが、そういったことにできるだけ避けられるような方法で運用を考えてまいりますのでよろしくご理解願います。

野呂委員　　建物は鉄筋だと思うが、耐用年数は何年ですか。もう一つ防火水槽は何トンなのか、耐用年数は何年か。

総務課長　　ALC（鉄筋コンクリート）の耐用年数でございますが50年でございます。それから防火水槽の大きさは60トンでございます。耐用年数は50年は持つと・・・。

野呂委員　　いや、法定の耐用年数。

総務課長　　後ほど調べて再度ご報告させていただきます。

野呂委員　　鉄筋で建てることになるとそれ以上であった場合に矛盾が生じてくるわけです。

萬里川委員　　借地の関わりで確認させていただきたいのですが、私たちは50年という借地という形の中で、定期借地借家法に基づいてかなと思ったのですが、普通の借地法だったということで、普通の借地という条件というのをもう一度教えていただきたい。普通なら原状に復帰して返す。買い取り請求はしないものとする、ここまでなら同じように定期借地借家法に基づくのですが、延長できるということになればこれは違うのかなと思う。先ほど野呂委員さんの関わりで50年という

ことで、ある意味でもう1回建て直さなければならない中で、延長ができるところまで契約しているというのは矛盾を感じるのですが、その辺の借地法で借りているという意味を教えてください。

総務課長 借地借家法の定義の中で借地でございますが、建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権をいうというように定義付けされております。

委員長 暫時休憩します。（午前9時59分）

委員長 再開いたします。（午前10時07分）

ただ今委員の方からお尋ねの件についてはきちっと調べていただいて、先ほど松田委員がお尋ねの件についても次の機会でご回答いただくということをお願いいたします。

それでは一旦ここで、質疑を終結いたします。

次に（2）平成13年度人事院勧告と町の対応についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 去る8月8日、平成13年度の国家公務員（一般職）の給与改定について人事院総裁より内閣総理大臣へ勧告されました。その内容について、資料「給与勧告の骨子」としてお手元に付けさせていただきますので、そちらをご覧くださいと存じます。

我が国の社会経済システムの大きな転換期を迎えるなか、本格的な構造改革に向けての取り組みが始まりつつあります。しかしながら、依然として厳しい経済・雇用情勢の下にあるなか、公務員の給与につきましては、民間企業の給与の厳しい実態等、民間の諸情勢を反映するなかで本年度も、昨年・一昨年に引き続き、依然として厳しい勧告の内容となっております。

具体的には、資料の一番はじめにありますように給与勧告のポイントとして、①期末・勤勉手当については民間の特別給の支給割合との

均衡を図るため、12月期の期末手当0.05月分の引下げ、②年額の暫定的な一時金として支給するもの、職員の定期昇給がないとしますと、平均年間給与は3年連続の減少となる内容の勧告であります。

特に、期末・勤勉手当の引下げについては、12月期で行うこととされ、年間支給月数は、4.75月から4.7月となり、12月期の期末手当支給率は1.6月から1.55月分となります。

この給与改定の考え方等につきましては、資料の「3 改定の考え方」以下に掲げられておりますので、説明は省略させていただきますので、よろしく願申し上げます。

そこで、当町のこの勧告に対する考え方ではありますが、町長からの当委員会の開会あいさつにもありましたように、当町の職員の給与改定につきましては、今日まで、国の人事院勧告を尊重してきており、本年度も、昨年同様に職員労働組合にも理解を得ていくなかで、国の給与改定に準じて給与条例の改正を行いたいと考えております。

また、議員皆様をはじめ、町三役及び教育長の期末手当の支給につきましても、給与条例の改正に伴いまして、改正されます支給率（12月期の期末手当支給率1.6月から1.55月分 0.05月の引き下げ）に準じることとなりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、予算面ですが、人事院勧告の通り実施するといたしますと、暫定的な一時金として1人あたり3,756円の支給があり、一般会計（職員数226名）では、約85万円が必要となるものの、期末手当で、議会議員、特別職、一般職をあわせて約500万円の減額となり、差し引き約410万円ほどの減額となることとなります。

なお、この金額は、人事院勧告にかかります分であり、12月議会において、人件費の補正予算をお願いしたいと考えておりますが、その際には、人事院勧告と平成13年4月1日付けの人事異動を合せました補正予算を、従来からお願いをしてきており、本年も同様の措置をしたく、委員皆様のご理解とご協力を重ねてよろしく願申し上げます。（資料1参照）

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

野呂委員 今失業率が5%を上回ったという空前の失業率なのですが、そういう中でワークシェアリングとかいうのを盛んに言われていますね。その中で賃金、超過勤務手当を払わないものについてはワークシェアリングの考え方をやる。フランスなんかではこの制度で失業者の救済を図っていますけれど、斑鳩町の職員の勤務実態は一体どうなっているのか、労基法で決まった代休でありますとか、あるいは超勤につきましてもいわゆる法的に違反したサービス残業になっているのかなっておらないのか。

今日の新聞にも載っておったのですが、男女同権ということで女性の方が男性と同じ仕事をしているのに差別をされたという裁判を起こして勝利されていますね。その辺斑鳩町の場合の職員の勤務実態というのは法的な違反をしていないのかどうか、そこを明瞭な資料で説明できますか。きちっとした詳細に基づいて議会にその報告してほしいわけです。以前私が取り上げましたのは予算の範囲内ではしか払っていないという私の調査範疇では明確であるのに、それはそれぞれの部課長がチェックしてきちっと支払っていますという答弁でしたね。しからば実際それを証明するタイムカードそういったものについてちゃんと調査した結果かと言ったら、それはしてませんということだったのです。

そうであれば斑鳩町のみんなのために働いてくれているのですから、そういうものについては無視してやることは良くないと思うわけです。それは科学的に調査して議会に報告いただきたいと思う。

総務部長 この関係につきましては先般の決算委員会で質問もあって一定の答弁をする中で整理していきたいという中でまとめていくというご答弁で宿題という形でいただいているところであります。一般的に残業につきましては各所管の中での管理職から本人に対する指示があってそ

れに基づいて我々の方に書類として届が回ってきます。それに基づいて超勤がされるわけですが、それとタイムカードの関係ですがそれは担当課長が確認も合わせてやっている中で、そういった整理の中で残業手当を支払っていると以前お答えさせていただきました、土日の振り替えにつきましては100%取れていないという実態があると思います。それについての対応をどうしているのかということにつきましては本来は代休を各人が取っていただくというのは当然でございます。そういった中で最終やむを得ない場合については買い上げていくという措置もあるわけですが、それはあくまでも異例でありまして、本来は代休を充てて行くべきものと思います。

野呂委員 宿題となっているということですが、それはいつ頃までに回答がなされるか明確にさせていただきたい。今の斑鳩町の中で残業の問題でありますとか、あるいは休日の代休が取れないという実態があるとするれば是正していかなければならないと思うので、できるだけ早く科学的調査に基づいた資料を提出していただきたいと思う。

総務部長 詳しく調査する必要があり、各課へ調査依頼もする必要もありますので12月の担当常任委員会までには整理できたらと思います。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
次に(3)斑鳩町契約審査委員会設置及び低入札価格調査についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政課長 このことにつきましては、建設工事の競争入札に関しまして6月議会におきましても議員さんより一般競争入札や予定価格より非常に低い落札価格についてご指摘がありました。そうしたことから助役より今後のご指摘の件については種種検討させていただくとご答弁させていただきましたが、今般一定のまとめができましたのでご報告させていただきます。

(資料2より説明)

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

松田委員 審査委員会の設置要領ですが、2条で規定している分については幅が広いというか、ここ委員の関係で次長というのはいないですね。教育委員会では教育長が兼務しているということを知ったことがあるのですが、実際に活用運用されていないようなものを入れるのは疑問がある。こういう委員というのは責任方を明確にすることですから、委員の数をきちっと明記する。どの課の課長が委員であるのか分かるようにしておかないといけない。そうすると次長は教育長が兼務しているから教育委員会が入ることになっているのか、また関係課長とは何を指しているのか分からない。こういうことで委員会の設置というのはこれでいいのか、どういう考え方なのでしょう。形態が整っていないと思う。

企画財政課長 まず関係課長につきましてはその入札に係る事業の担当課長が委員に入ることをございます。

総務課長 次長につきましては次長の職が今現在はありますが、今後次長という職ができることも考えられることから、この要領の中に入れておるところをございます。

松田委員 なぜ契約審査委員会を改めて組もうとしているのかという意味は何なのか、この関係については結局工事発注を多くしている部と課の課長がもって審査することになるという考え方になっているのでしょ。そういうことにしているわけですね。これは何を審査するのですか。その都度委員というのは変わる要素があるわけですね。そういうことで本当に審査会の委員ということになってくるのかということについて疑問がわく。ちょっと不十分でないのかなと、もう少しこの辺につ

いては明確にきちっとした定め方を決める方がいいような感じがするのですが。

助 役 この2条の中での委員は都市建設部の各課長、上下水道部の下水道課長を入れさせていただきましたのは、この課に検査制度を設けております。この検査員がいるわけです。その長をもってこの審査委員会で諮るといふ趣旨から入れさせていただいたわけです。関係課長は各担当課で事業を実施するならばその担当する課長をこの場に出て委員会の中で情報を提供いただく、こういうことで関係課長を入れさせていただきました。教育委員会の事業も出てまいりますし、現時点では教育長は教育次長として命ぜられておりますからそういうことで記載をさせていただいております。

松田委員 私はこの内容を見て行政の今日までのマンネリ化した姿をそのまま出していると思うのです。これだけでなく他の審査会や委員会をいろいろと作っているけれど、みんなこういう形です。そして結局どこの責任かということが分からない姿になっている。むしろこういうことこそメスを入れて改革をしながら簡素化し、効率を上げることにしないといけないのではないかと思う。もっとこういう関係については、今入札の問題についていろいろ言われているから関心を持つことについて対応していくということについては否定しません。ところが中身を見てみますと、従来の形を踏襲しすぎているというように思うのですが、これでいいのだろうか疑問に思っている。

野呂委員 新聞紙上では一番行けないのは談合といことですね。談合は具合が悪いと、予定価格をキャッチしてその予定価格の満額に近い形で落札するとそういうことを防止しないと行けない。そういうものを阻止する一つなのか、目的を是非教えていただきたい。

それとこういう調査をする場合に調査実施ということでいくつか挙がっていますが、この調査項目は素人ではなかなかできないと思う。

果たして調査委員会のメンバーでこういう調査が具体的に実行力をもった形で調査できるのか。そういう能力を持っているのかということについては難しいと思う。裏付けが取れるのか、これだけの調査を短時間で出きる問題でない。しかも調査能力も事実上ないと思う。ですからそういう談合防止であるしか、高め落札であるとか、あるいは不正の行われないうことを防止するのなら、他の方法を加味した形にしないといけないと思う。そういう点についてはもう少し分かりやすく説明していただけますか。

企画財政
課長

これにつきましてはあくまでも談合防止ではございませんでして、冒頭申し上げましたが、極めて低い価格で入札された場合、この金額で契約の内容に適合した工事の履行の確保ができるかということについて審査するものであります。ですからあまり低い金額で良い工事ができないとなりましたらその業者について排除していこうとするものでございます。

次に、談合防止について何らかの制度を設けてはどうかということでございますけれども、これについては談合防止にはなっておらない。極端な話談合について町で阻止する制度自体はどこの自治体でもできていないと思っておりますけれども、談合情報があった場合につきましてそれについて自治体がどう対処していくかが、今各自治体でやっていることでございます。

それと第5の調査の実施でございますけれども、ご心配をいただいておりますけれども、町といたしましてはもしこの範囲内以下での落札があった場合につきましては、これらに対して調査をしてまいりまして結果を出していきたいと思っております。

松田委員

今までこういうことについて調査を必要と思われたことがあったのですか。

助 役

最近、現地を視察していただきました第2分団詰所が非常に低い金

額で落札をされました。こういうことで町としては適切な契約ができるかどうかということ判断をしなければならなかったことがございます。何とかできるという判断をもって契約をしたわけでございますが、こうしたことがこれから競争性の中には出るだろうとこのように思っております。従いましてあまり低い金額で入札をされた場合、何でも安いとものでもいいということにはならないわけでございますが、それが適切な執行ができるかどうか町として検討していかなければならない。その調査制度をもったのはこの制度でございます。当然できない場合につきましてはその業者を阻止する。契約の対象にしないということでございます。

松田委員 安ければいいというものではないといいますが、私は本来そのために入札をすると思うのです。資格審査をし、入札業者の選定も審査会でもってやっているのでしょう。無条件ではないはずで、十分その能力があるという関係で判断してやっていると思う。そういうことでああいう結果が出たらまた調査をしないといけない。そういうことが素直にタイミングとして認められて行くのかなと思う。しかも入札の請負業者資格審査会の関係と同じようなメンバーと違うのですか。ですからそのところできちっとして入札指名業者の関係をなんとか認めてあげれば、ある程度それが生きているんだと思うのです。それが行政として責任を持ってなくなってきたのかどうか。私はそんなふうには思っていないのです。

形を整えることについてはそつがないのです、斑鳩は。男女共同参画社会でも奈良県でいち早くやられた。ところが形を整えるということと実際にそれに伴って実行されている関係のズレはどうしてもある。斑鳩町で入札の関係については問題を聞かずにしているところになぜこういうことがなぜつくのかと、そういうことが依然として疑問である。そして助役が言っていたように第2分団の場合についても胸を張っていいんだということですが、それならここでいう調査項目を調査したのかどうか、少しでも調査したのなら一つの例として胸を

張ったらい。それなら現行でも行けるわけです。そういうことで今なぜ必要なのかということをはっきりしておいた方がいい。もう少し吟味した方がいいと思う。

助 役

今まで事業につきましては指名競争入札で実施してきました。しかし今後は一般競争入札ということに変わっていくことになるだろうと思っています。そうしたら無能な業者は排除しなければならない。もちろん条件付きで一般競争入札をする場合が普通としましても・・・。また先ほど指摘ございました第2分団詰所の関係につきましてもこれが一つのきっかけとしたことは事実です。町として一つの基準をもたなければそれに対応できないとこのように思ってこの制度を設けさせていただいたわけです。松田委員がおっしゃっていることは分かりますが、我々としても新しく設けた制度、町の独自のものとしてさらにこの状態のままではということになれば、その都度相談する中で変えていきたいと思っております。ただこういう最低に入札をするのは非常に数が少ないと思います。

野呂委員

私はその考えが釈然としないのです。たとえばできないような金額で落札したと、それは倒産直前の企業であるとは限らない。いわゆる体力のある企業はそういうことをやることがあるわけです。一番危険なのは体力のない業者が仕事ほしさにいわゆる運転資金ほしさにいくら安くても取ると、これが一番危険なわけです。途中で仕事を放り出されたときにどうするかということですね。一方体力のある企業がそういう勝負に出るときがある。その見分けをどうするのかということですが、事実上できないと思う。そのところの見分けが非常に難しいと思う。間違いが犯さないかどうか。ここに書いてある5番目の調査実施での調査項目は非常に難しいと思う。そんなことが機能良くこの審査委員でできるのかどうか、疑問に思う。実際上作って機能しないのならもう少し慎重に考える必要があるのではないかと思う。

助 役

この調査実施の15項目、これらについては我々の方でできるのかということですが、我々といたしましてはこれら15項目について入札者から事情聴取するという事です。同時に分からないものについては関係機関への問い合わせをするということをしていきます。そうすれば我々としては調査の実施も可能であると思います。

やはりこの低入札価格調査制度を設けましたのは先ほど申しましたようにあまり低い金額で入札したものが、それが適正な契約ができるかどうかを調査をするものであります。当然この制度を設けてこそ応札者に対応できると、このように思います。あくまでも根拠がなければ応札者に対しての説明ができないということになります。この制度につきましては最近国や県の方でも設けるようになりました。やはり一般競争入札が多く採用されているという中で、非常に不適当な業者を排除することは難しい状態であります。そういう中できちっとした法をもって進めていこうということで、町としてはこれを設けてきちっとしたものを用意しながら応札に対応し、また住民の理解を求めていきたいと思っております。その辺ご理解を願いたいと思っております。

小野委員

私は入札制度そのものの透明性を保つための制度ではなかったのかと思う。先ほど助役さんから国や県は採用しているということですが、近隣の市町村で採用しているところはあるのですか。

企画財政
課長

近隣市町村（広域7町）につきましては採用しておりません。

小野委員

県がいつ頃採用されて、この制度が適応になって、その結果どうなったかという調査はされていますか。

企画財政
課長

県の方でこの要領は平成8年から実施されています。調査につきましては県の方へ問い合わせしておりませんので把握しておりません。

小野委員 私が感じたのは入札の透明性ということに関して、入札の価格設定から含めて契約の段階でこういう制度があってもいいと思っております。ただ運用の仕方には十分気を付けていただきたいと申し上げておきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。（午後0時09分）

委員長 再開いたします。（午後0時12分）
次に（4）平成12年度貸借対照表を議題といたします。
理事者の説明を求めます。

企画財政 課長 （資料3により説明）

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

松田委員 この報告されている貸借対照表は決算時にはできてあったのか。

企画財政 課長 決算審査特別委員会の時にはできておりました。

松田委員 要望なのですが、せっかく努力して決算の時でもそれぞれ関係資料を整えられているんですけど、この貸借対照表についても中身を分かりやすくするためにということでご努力いただいて出しているわけですから、できれば決算時に間に合わせられるようご努力をいただきたいと思います。

委員長 要望でございますのでよろしくお願いいたします。

小野委員 監査委員さんもおっしゃっていますように、有形固定資産これらの整理が遅れているように思いますので、これらについては鋭意努力をしていただきたいと思います。

委員長 その点につきましてもよろしく願いいたします。
これをもって質疑を終結いたします。
次に（５）斑鳩町立町民プールの利用状況についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習
課長 （資料４により説明）

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
以上、各課所管に関する件については、それぞれ報告を受けたということで終わります。
ここで先ほど資料の提出がございましたので、このことについて担当課よりご説明をいただきます。

教委・総
務課長 先ほど委員さんからのご指摘によりまして資料を配付させていただくわけですが、この資料につきましては某新聞のコピーを付けさせていただいております。こちらの方が文部科学省の中等教育企画課長補佐の解説も載っておりましてより分かりやすいということであえてこちらの方を付けさせていただいております。

（資料の説明）

委員長 質問は次の機会にもあるかもしれないということです。

総務部長 先ほど野呂委員さんの方からご質問がありました防火水槽の耐用年数ですが、これにつきましては地方公営企業法の施行規則の中で別表で有形固定資産の耐用年数分がありまして、その中での鉄筋コンクリート造りの水槽というのがありまして、それは50年となっています。

委員長 続いて、その他について各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。

萬里川委員 中央公民館の非常出口に関わって、奈良ビケンの清掃者の人があそこの非常出口の中に段ボールの箱が積まれておったり椅子がおいてあるということで、心配になられてお仕事を辞められた人があるわけですが、これに対して担当課長にも申し入れておきましたが、私に対しての報告がありませんので、この機会を通してその後の調査の結果報告をお願いしたいと思います。

生涯学習課長 その件につきましては、私ども確認をさせていただき、また館長にも申し入れさせていただき、除けるように指示をさせていただいたところであります。

委員長 若干休憩します。
再開いたします

生涯学習課長 館長の方から撤去いたしたということを聞かせていただきました。

萬里川委員 そしたら担当課長として実際に見ておられないのですか。それと合わせてそれが長い期間放置されておったことに対し、館長なりそこに携わる者の仕事としてされていないということになるわけですが、それをお辞めになった方に聞きますと大事なものが入っているような形

で撤去ができないというようなことを話されたと聞くのですが、実際に箱が積み重なっていた分に関しては大事な書類が入っていたのでしょうか。今までそれが放置されていたことに関してずさんな気がいたしますけれども、この辺の管理体制がきちっと処理がされていなかったことに対して、そんなに簡単に処理できるのだったら早くできてははず何ですが、それがなぜ今まで放置されていたのか残念でなりませんし、それが本当に心配して担当課長にもお話をさせていただきながら、今聞かないと報告が得られないことに関して不親切だなと思うのです。担当課長がそれを申し入れられて実際見られていないことに関してはちょっと心配するのですが、その辺はどうでしょうか。

教育長 今万里川委員からご指摘いただいております公民館の管理業務ですが、今課長が申し上げましたように館長が撤去したことを聞いているということでございます。日常管理の中で安全管理にも十分点検しながら施設が安全に運営できるように管理してまいりたいと思います。

万里川委員 それでは何時撤去したか課長がお聞きになっていたら教えてください。

生涯学習課長 申し訳ございませんが、日にちまでは把握しておりません。

委員長 教育長、それではちょっと答弁になっていないですね。今の教育長と課長の答弁では。やっぱり個別にも申し入れされているみたいですからあまりに答弁が不十分というか、調査が不十分というか、あまりなので確認をしてください。その間先進めさせていただきますけれども、きちんと処理をしておきたいと思います。

その他委員さんよりございますか。

小野委員 先日敬老会で和太鼓いかるがを初めて見せていただきましたけれ

ど、短期間にあれだけの成果を上げられるのは並々ならぬ努力があったと感じたのですが、あれだけの太鼓を用意されておりますが、あれについてはどこからか提供されていると思いますが、どのようにあの場所であれだけの太鼓が揃えられたのか。

町 長 太鼓については明日香太鼓の方で用意されますけれども、私の方では半分は買ったということですが、将来的には大太鼓からセットで全部買うつもりをしています。来年度は町外からもお誘いがあると思いますから、そういう配慮をするようにと財団の方へ指示を出しております。

小野委員 和太鼓については町の資産として、できるだけ早いうちにさせていただきたいと思います。

野呂委員 秋祭りは今年もやるということですが、法隆寺地域の太鼓台が出ないように聞いているのですが、なぜ出ないのか説明願えますか。

町 長 法隆寺地域というのはお渡しという関係のものもございますし、太鼓台を組んだ中では町内を回って披露するというところもございます。太鼓台実行委員会の方々の意見等がなかなか通らないと、自治会長とも協議をする中ではやっぱり斑鳩町の祭りだから参加をすべきだということですが、その中で私は斑鳩町の次代を担っていたく子どもさん、幼稚園児、保育園児を一同に会して催しができますから、そういう方々に自分らでみこしを作りながら、お互いにかい合うと、そして大字の提灯台が付けられます。そういうものが斑鳩町全体としてやるのがいいではないということから、太鼓台がないからどうかということではなく、これも来年はみこしを寄附してやろうという人がおられまして、そういう関係も踏まえた中で、町民全体で盛り上げていきたいと考えています。

野呂委員 出ない主要な理由は何か。

町 長 太鼓台の実行委員会の方々が太鼓台は朝から組んでそれを町内へもっていくとしたらそれは無理だという話、あるいは三井の斑鳩神社のお渡り等があって時間的な制約があるということで、太鼓台の実項委員会の方々がどうしても無理だろうということで今回は断念をするということでございます。

委員長 他にございませんか。それでは水田課長より答弁していただきます。

生涯学習課長 今確認を取らせていただきましたけれど、長い間放置していたというのを聞かせていただき、2個大きいものを放置していたと聞いております。その中で一つは撤去させていただき、もう一つは重たいということで至急撤去するように指示を出しているところであります。

町 長 何れにいたしましても私たちの管理が悪いということでございますので、萬里川委員のご指摘お怒りはよく解りますし、指摘された関係等については速やかに自分から出向いてそういう措置をすることが一番賢明であろうと思います。我々としては反省しながら今後こういうご指摘については速やかに自分が確かめて、指示をしたことについては克明に報告することが大事であると思います。萬里川委員はじめ委員皆様方に対してお詫び申し上げます。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。
なお、お手元に配布いたしております閉会中の継続調査申出書のとおり、当委員会として調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。

次に、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり実施することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては先進地視察申入書のとおり手続きをとっていただけるようお取りはかりをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

(あいさつ)

以前から皆さんにお願いしていました斑鳩町文化財1号・2号の駒塚調子丸古墳につきまして9月25日から発掘させていただくことができましたので、法隆寺さんのご了解を得て発掘してまいりたいと考えています。概ね2, 3年はかかるかと思いますが、慎重に発掘してまいりたいと思います。

委員長

これをもって閉会いたします。(午後0時52分)

|